

## 国民健康保険

### —こんな時には届け出を—



国民健康保険に加入するとき・やめるときは、届け出が必要です。手続きに必要なものをお持ちになり、14日以内に手続きを行いましょう。

国民健康保険に加入された方は、手続きをした日ではなく、加入資格を得た日までさかのぼって国保税を納めなくてはなりません。また手続きが遅れたため、国保税を二重に支払ってしまうこともありますので、必ず14日以内に届け出をしましょう。

国民健康保険に加入するとき	手続きに必要なもの
他の市町村から転入してきたとき	印かん、他の市町村の転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	印かん、被扶養者になれない理由の証明書
子どもが生まれたとき	印かん、保険証、母子健康手帳

国民健康保険をやめるとき	手続きに必要なもの
他の市町村へ転出するとき	印かん、保険証
職場の健康保険に入ったとき	印かん、①国保と②職場の健康保険の両方の保険証 (②が未交付のときは、加入したことを証明するもの)
職場の健康保険の被扶養者になったとき	
国保の被保険者が死亡したとき	印かん、保険証

※職場の健康保険に加入した時は、国保の保険証を至急返却してください。

**職場の保険証ができるまでの間に、国保の保険証を使うことはできません。**

誤って国保の保険証を使用した場合は、その医療費を返還していただくことになります。

その他	手続きに必要なもの
退職者医療制度の対象者になったとき	印かん、保険証、年金証書
町内で住所が変わったとき	印かん、保険証
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯を分けたり、一緒にしたとき	
保険証をなくしたとき (あるいは汚れて使えなくなったとき)	印かん、本人であることを証明するもの (使えなくなった保険証)
修学のため、子どもが他の市町村に住むとき	印かん、保険証、在学証明書

岡町民生活課 ☎ 72-6933